

今後の具体的な取組方針
(法務・検察行政刷新会議報告書を受けて)

令和3年1月26日
法務省

〔法務省ガバナンスP Tの検討事項〕

法務省のガバナンスに関する事項を検討するため「法務省ガバナンスP T」を設置した。法務・検察行政刷新会議の報告書を受け、同P Tでは、以下の事項について検討を行う。

1 検察官の倫理（前記報告書における検討の柱1）関係

- 幹部検察官と若手検察官の双方につき、幅広い価値観に触れて社会の目を意識し、常識からかい離しないようにするための研修等を検討し、令和3年度から実施する。

2 法務行政の透明化（同2）関係

- 重要な解釈変更を行う場合等について、必要な行政文書が的確に作成・保存されるとともに、適切に決裁がなされるようにするため必要なルールの見直しを速やかに行う。
- 行政文書の作成・保存等について、公文書管理法の趣旨を踏まえた適切な判断がなされるようにするため、幹部を含めた職員の理解を深めるための措置を検討する。
- 若手・中堅職員が組織運営について話し合い、提案できるような場を設ける（検察庁においても検討。）。

3 我が国の刑事手続について国際的な理解が得られるようにするための方策（同3）関係

- 本年3月に予定する京都 kongressにおいて、我が国の刑事手続に関する効果的な発信を実施する。
 - 刑事手続を含む法務省の施策につき、国内外の理解を得るため、部局の垣根をまたいだ省としての効果的な発信体制・方法を検討するとともに、情報の受け手の目線に立って発信コンテンツを充実させる。
 - 国際機関等からなされている指摘に対し、刑事手続を含む法務省の施策について、時機を捉えて、より積極的に説明をし、個別事案に関しても、必要に応じ、支障が生じない範囲で具体的な説明を行う。
 - 司法外交の下、相手国との信頼関係を構築し、二国間関係を強化していく中で、我が国の刑事手続を含む法務省の施策についての理解を得る。
- ※ 刑事手続の在り方については、ガバナンスP Tではなく刑事局において対応。